

被保険者証の更新について

南阿蘇村の国民健康保険の被保険者証（保険証）は、最大1年毎の更新で毎年7月31日までが有効期限となっています。8月1日から使用する保険証（青色）を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、枚数や氏名等をご確認ください。なお、現在お持ちの保険証（緑色）は8月1日以降に、役場各庁舎窓口にお返しください。

有効期限は平成25年7月31日となりますが、有効期限内に高齢受給者証の対象になる方（70歳到達）や、退職者医療制度の該当となっている方は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

○限度額適用・標準負担額減額認定証を病院窓口で提示されると

一医療機関・一診療科での医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなるため、医療機関窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。（入院時の食事代・室料等は含まれません）さらに、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額になります。

○対象の方

- 70歳未満の方
- 70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の方（課税世帯の方は対象外です。）
※保険料に未納がある方……国民健康保険税の滞納がある方、収入の確定申告をしていない方は認定証の発行ができないことがあります。

○申請に必要な物

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑

○限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限について

「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。8月1日以降必要な方は再度申請をしてください。

※限度額適用認定証（標準負担額減額認定証）は、申請月からの適用となりますので、必要な方は、早めに申請してください。役場各庁舎窓口で申請できます。

高額の治療を受けたとき



(※)窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に応じて異なります。